

## 2) 専門医資格維持施行細則

(2003年度制定 2004年4月一部改正 2005年4月一部改正 2006年4月一部改正  
2009年4月一部改正 2017年4月一部改正 2018年4月一部改正)

### 「専門医の資格維持及び更新」

日本リウマチ学会専門医としての資格を維持するには、一般社団法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第6条第2項に示す有効期間の5年間に、総単位数として50単位以上を取得しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間(5年)経過後も取得した単位数が所定の50単位に満たないときの取り扱いは次による。

1. 認定更新の保留を申し出て、翌年度に再申請することができる。保留期間は1年とし保留期間中は専門医を呼称することはできない。(この間は「専門医」ではない。)保留期間の1年が経過した後も、なお50単位が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。  
なお、資格喪失後、再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し、合格しなければならない。
2. 海外留学または病気、出産等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間(5年)を留学等の期間だけ延長の申請をすることができる。(認められた場合は、この間は「専門医」である。)延長後の更新は、前号に準じて行う。

### 「研修単位」

1. 日本リウマチ学会(地方会を含む)および関連学会への出席

- 1) 日本リウマチ学会学術集会(10単位/回)
- 2) 国際リウマチシンポジウム(5単位/回)
- 3) アニュアルコースレクチャー(7単位/回)

(中央研修会、東京・大阪大会含む)

- 4) 日本リウマチ学会地方会(5単位/回)
- 5) 日本医学会総会(5単位/回)
- 6) 日本リウマチ学会が認定した関連学会\*(3単位/回)

#### # 1 関連学会 (\*は日本医学会分科会)

日本内科学会\*、日本整形外科学会\*、日本小児科学会\*、日本皮膚科学会\*、日本アレルギー学会\*、日本リハビリテーション医学会\*、日本温泉気喉物理医学会\*、日本免疫学会\*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・核酸代謝学会、日本結合組織学会、日本臨床リ

ウマチ学会、日本軟骨代謝学会、日本小児リウマチ学会、日本骨代謝学会

# 2 国際関連学会

APLAR、EULAR、ILAR、PANLAR (ACR)

2. リウマチ学に関する業績

1) Modern Rheumatology [筆頭著者] (7 単位/編)

[共著者] (3 単位/編)

その他の学術論文 [筆頭著者] (5 単位/編)

[共著者] (3 単位/編)

2) 日本リウマチ学会総会および同地方会 学会発表 [筆頭演者] (5 単位/題)

3. 日本リウマチ学会が主催または認定した教育研修会・講演会への出席(1 単位/時間  
・最大7 単位/1 日とする)

4. 日本医師会生涯教育研修会への出席 (1 単位/回)

5. 教育研修(講演)会の単位認定申請について

教育研修会または講演会を主催するものが日本リウマチ学会の単位認定を希望するときは、開催3ヶ月前までに一般社団法人日本リウマチ学会専門医制度委員会に書面で申込み単位数の決定をうけなければならない。(書式は別に示す。)

(注：ただし書きを削除する。)